

おもな内容

- ▶学校保健の展望
- ▶(財)日本学校保健会寄附行為
- ▶秋の叙勲の荣誉に輝く学校保健功労者
- ▶校長先生の訓話(7)
- ▶学校保健史ノート(2)
- ▶藍綬褒章受章者
- ▶保健会だより(8)
- ▶養護教諭のひろば(五)
- ▶栄転・栄進他

The School Health (No.106)

昭和50年3月1日発行

学校保健

(隔月発行)

発行 日本学校保健会
可児 重一

東京都港区芝西久保明舟
町20第18森ビル2号館8階
電話 (501)3785・0968

振替口座東京 98761

頒価 1部80円(送料共)

財団法人 日本学校保健会会報

学校保健の展望

—昭和50年度国の学校保健関係予算を中心として—

児童生徒の健康の保持増進を図るため、学習指導要領に基づいて行われる保健教育と学校保健法に基づいて行なわれる健康診断、健康相談、学校環境衛生等の保健管理活動を推進しているが、昭和50年度は次の事業を計画している。

(1) 保健教育

小学校、中学校及び高等学校における保健教育は、学習指導要領にもとずき、各教科、道徳および特別活動の学校における教育活動の全体を通じて行なうこととされている。50年度はこれらの活動を一層促進するため、「中学校保健学習指導資料」、「中学校安全指導の手引き」を刊行する予定である。

また、校長、保健主事、養護教諭、一般教員等を対象として、学校保健中央講習会等を開催して、保健教育に関する資質の向上を図ることとしている。

(2) 保健管理

学校における保健管理活動としては、保健教育と有機的な関連を図りながら学校保健計画を作成し、健康診断、健康相談、学校環境衛生の維持改善を行なっているが、近年における生活環境の変化、児童生徒の発育の現状、疾病様相の変化、医療技術の進歩などに即応し、昭和49年度の健康診断から健康診断の検査項目、検査方法等について改正し、尿の検査、心臓の検査等を加えるなどその改善充実を図ったところであるが、昭和50年度はこれらの新しい健康診断の実施にあたっての諸問題の改善充実を図る必要があるものと考えられる。

また、昭和50年度予算において、要保護・準要保護児童生徒医療費補助金を最近の医療費の値上がりにもあって増額するとともに、へき地学校の健康診断等のため医師、歯科医師、薬剤師を派遣するに要する経費であるへき地保健管理費についても、諸先生方の労にむくいることを主旨として前年度の約30%ほどを増額して計上した。

(ア) 要保護、準要保護児童生徒医療費補助金

2億6,089万9千円

(前年度 1億7,117万円)

(イ) へき地の保健管理費補助金

3,448万円

(前年度 2,598万8千円)

(3) 児童生徒の健康増進事業

大気汚染や公害などによって教育環境が悪化している現状にかんがみ、大気汚染地域の公立小中学校の児童生徒を対象として特別健康診断および大気汚染地域

並びに市街地域の公立小中学校の児童生徒を対象として移動教室を実施するための経費について昭和50年度も引き続き補助することとしている。

(イ) 特別健康診断費補助金

2,400万円

(前年度 2,333万円)

500校 単価 144千円(前年度140千円)

補助率 1/3

(ロ) 移動教室 2億4,225万円

(a) 大気汚染地域

1億6,150万円

単価 1,455千円 500校×2/3

補助率 1/3

(b) 市街地域

8,075万円

単価 1,455千円 250校×2/3

補助率 1/3

(4) 学校環境緑化の促進

大気汚染や騒音等の被害を受けている大気汚染地域、市街地域に所在する公立小中学校を対象として、地域に適した樹種により校庭の周囲に密植した植樹帯を作り、大気汚染、じんあい、騒音などに対して浄化、防音機能を果たさせるとともに、校庭等の芝植えを行い、防じん、結膜炎、トラコーマ等の予防と身体活動の活発化を図ろうとするのである。

50年度予算では、前年度に引き続きこれらの事業を実施するに要する経費について補助することとしている。

学校環境緑化促進事業費補助金

3億3,786万円

(前年度 2億8,560万円)

(a) 大気汚染地域 1億6,893万円

700校

単価 724千円 補助率 1/3

(b) 市街地域 1億6,893万円

700校

単価 724千円(前年度500千円) 補助率 1/3

(6) 日本学校保健会への補助

日本学校保健会が学校保健センター的事業を実施するために必要な経費として前年度に引き続き20,000千円を補助することとしており、昭和50年度でこの補助事業は3年目になり、研究の成果が期待される。

(文部省学校保健課 馬上真平)

新しい寄附行為認可さる

全国学校保健関係者の協力のもとに進められてきた本会寄附行為の一部変更が、このほど文部大臣の認可を得て、次のとおりになりました。

財団法人 日本学校保健会寄附行為

昭和21年1月28日 設立認可
昭和23年9月2日一部変更認可
昭和29年7月17日一部変更認可
昭和42年4月21日一部変更認可
昭和50年2月27日一部変更認可

第1章 総 則

- 第1条 この会は、財団法人日本学校保健会と称する。
- 第2条 この会は事務所を東京都港区芝西久保明舟町20番地に置く。

第2章 目的及び事業

- 第3条 この会は、わが国学校保健の向上発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 加盟団体の総意を結集するよう相互の連絡提携を密にし、加盟団体の事業を支援するなどの中央機関的活動
 - (2) 学校保健の文教施策に対する協力
 - (3) 学校保健の振興に関する事業の企画及び実践
 - (4) 学校保健に関する調査研究
 - (5) 学校保健関係者の指導及び研修
 - (6) 学校保健に関する広報活動
 - (7) 学校保健に関する全国的大会の開催並びに各ブロック大会・職種別大会の援助
 - (8) 学校保健に関する資料・資材の推せん及び斡旋
 - (9) その他この会の目的達成に必要な事業事業の企画

第3章 資産及び会計

- 第5条 この会の資産は次の各号からなる。
 - (1) 基本財産
 - (2) 基本財産から生ずる果実
 - (3) 加盟団体からの拠出金
 - (4) 国庫その他からの補助金
 - (5) 寄附金品
 - (6) その他の諸収入
- 第6条 この会の資産は会長が管理し、現金は確実な銀行信託会社等に預け入れるものとする。
- 第7条 基本財産は消費し、または担保に供してはならない。ただし、この会の事業遂行上やむを得ない理由が生じたときは、理事会の議を経、かつ文部大臣の承認を受けて、その一部に限り処分することができる。
- 第8条 この会の経費は、第5条第2号から第6号までの資産で支弁する。
- 第9条 この会の事業計画及びこれに伴う収支予算

は、毎会計年度開始前、会長が編成し、理事会及び評議員会の議を経て文部大臣に届出なければならない。収支予算を変更した場合も同様とする。

事業遂行上必要がある時は、理事会の議を経て特別会計を設けることができる。

- 第10条 この会の決算は、会計年度終了後2か月以内に会長が作成し、財産目録及び事業報告書並びに財産増減事由書とともに監事の意見をつけて、理事会及び評議員会の承認を受け、文部大臣に報告しなければならない。

この会の決算に剰余金があるときは、理事会の議を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

- 第11条 収支予算で定めるものを除く外、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議を経なければならない。

借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても同様とする。

- 第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第4章 加盟団体

- 第13条 この会の加盟団体とは、全国都道府県及び指定都市における学校保健を統轄する団体で、理事会の承認を経て加盟したものをいう。

- 第14条 この会の加盟団体は、この会に対し別に定める規定により、毎年度所定の拠出金を納入しなければならない。

第5章 役員及び顧問

- 第15条 この会に次の役員を置く。
 - 会 長 1名
 - 副会長 2名
 - 理 事 25名以上35名以内
(内会長1名、副会長2名、専務理事1名、常務理事若干名)
 - 監 事 3名
 - 評議員 50名以上80名以内
- 第16条 会長及び副会長は理事会で選出し、評議員会の承認を得るものとする。
 - 2 会長及び副会長は就任と同時に理事となる。

● 女子生理教育用カラーズライド

日本学校保健会監修

カラーオートスライド (66カット・15分、録音テープ、台本、マニュアルつき)

「いつものあなたでいるために」

— 一 月 経 の 知 識 と 正 し い 手 当 て —

■ 内容

月経の仕組みとはたらきを中心に、月経時についての考え方や生活管理の方法をわかりやすくまとめてあります。

■ 定価 9,500円

無料でもお貸しいたします。お申込みまた、使用上の詳細については、下記へ、お問合せ下さい。



東京都港区高輪3-25-23
ユニ・チャーム株式会社
TEL 03 (449) 1555(代)

- 3 会長は、この会を代表し、会務を統轄する。副会長は会長を補佐する。会長事故あるときは、会長があらかじめ指名する副会長が、その職務を代行する。
- 第17条 専務理事及び常務理事は理事の互選で定める。
- 2 専務理事は会長の意を受けて会務を掌理する。常務理事はこの会の常務を掌理する。
- 第18条 理事は評議員会で選出し、会長が委嘱する。
- 2 理事の選出手続に関しては別に定める。
- 第19条 理事は理事会を組織し、この会の業務を議決し執行する。
- 第20条 監事は評議員会で選出し、会長が委嘱する。
- 2 監事は会計並びに会務執行の状況を監査する。
- 第21条 評議員は、次の各号によつて会長が委嘱する。
- (1) 各加盟団体ごとに推せんする者 1名
 - (2) 学識経験者及び職域を考慮して委嘱する者 若干名
- 2 評議員は評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項を審議する。
- 第22条 役員であつて、その任に堪えないものがあるときは、理事会の議決によつて解任することができる。
- 第23条 役員の任期は二年とし、再任をさまたげない。
- 2 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後でも後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。
- 第24条 この会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は評議員会に諮つて会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は会長の任期による。
- 4 顧問は会長の諮問に応ずる。顧問は会長の求めに応じて本会の各種の会議に出席し意見を述べることができる。この場合において顧問は、表決に加わることはできない。

第6章 事務局

- 第25条 この会に事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長及び職員に関する事項は別に定める。

第7章 会議

- 第26条 会議は評議員会及び理事会とする。
- 2 評議員会は評議員で構成し、毎年1回会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が必要と認めるとき、または評議員の3分の1以上から会議の目的事項を示して要求があつたときは、臨事に招集するものとする。
- 理事会は理事で構成し、随時会長が招集し、会長が議長となる。
- 第27条 評議員会は、別に定めるものの外、次の事項を審議決定する。
- (1) 事業計画に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 資産の処分に関する事項
 - (4) 会長が特に重要と認めた事項
- 第28条 理事会は、この寄附行為に定めるものの外、

次の事項を議決する。

- (1) 評議員会から附議または委任された事項
 - (2) 会長が重要と認めた事項
- 第29条 評議員会及び理事会は、各構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、委任状により代理者を定めるとき、または書面で意思を表示したものは出席者とみなす。
- 第30条 評議員会及び理事会の議決は、各出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第8章 企画運営委員会

- 第31条 この会に学校保健センターの事業の企画運営委員会を置く。
- 第32条 企画運営委員会は、本会が国庫補助を受けて行なう学校保健センター的機関としての業務を適正かつ円滑に処理するため、その業務についての企画運営にあたる。
- 2 企画運営委員会は、前項の企画運営にあたるについての基本的方針等の基本的事項について理事会に報告し、その承認を受けるものとする。
- 第33条 企画運営委員会に委員長及び委員を置く。委員長は理事会で理事の中から選出する。委員は、会長が委嘱する。
- 第34条 企画運営委員会のもとに必要な応じ専門委員会を置く。専門委員会の委員は会長が委嘱する。
- 第35条 企画運営委員会及び専門委員会について必要な事項は、この寄附行為に定めるものの外、理事会が別に定める。

第9章 専門委員会

- 第36条 この会に会長の諮問機関として次の専門委員会を置くことができる。
- (1) 学校保健に関する職域委員会
- (2) 会長が重要と認める課題を検討する委員会
- 2 前項の委員会に必要な事項は、理事会が別に定める。

第10章 寄附行為の変更及び解散

- 第37条 この寄附行為は、理事会及び評議員会の議を経、かつ文部大臣の認可を受けなければ変更することができない。
- 第38条 この会は、理事会及び評議員会の議を経、かつ文部大臣の認可を受けなければ解散することができない。
- 第39条 この会の解散の場合における残余財産は、前条の手続を経、かつ文部大臣の許可を受けて、この会の目的に類似の目的を有する公益事業に寄附するものとする。

第11章 補則

この寄附行為の施行に関して必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

附 則

この寄附行為は、認可の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

大腸菌群簡易試験紙

バクテスター1号

日本学校保健会推薦品

面倒な大腸菌群試験が誰にでも容易にできます。学校保健における衛生管理、汚染調査、児童の環境衛生観念の普及にご利用下さい。

バクテスター1号 専用 培養器 **バクテロン[®]37**

本器は特にバクテスターNo.1 (大腸菌群簡易試験紙)用に設計されたもので、消費電力もわずか6wで、電子回路により制御されておりますので、温度保持は正確でその上極めて安全です。



関東化学株式会社

東京都中央区日本橋本町3-7 TEL03-279-1751

学校保健史ノート(2)

三島通良

杉浦守邦(山形大学教授)

わが国学校保健の創始者といわれる三島通良は、埼玉県川越市笠幡の出身である。慶応2年6月6日郷士(修験道)である三島通卿の長男として生れた。

明治13年東京大学予備門にはいり、同22年11月帝国大学医科大学医学科を卒業した。

翌年1月大学院にはいり、研究テーマとして「小児科学、日本健体小児の発育論」を選んだ。当時小児科学は独立したばかりで、初代教授弘田長のもとで新興の気に充ちていた。しかし最も基本となる日本人小児の身体発育値については明らかになっていなかった。そのため健康状態の判定によりどころを欠き、指導に困惑をきたすことが多い状況であった。そこで彼は、出生から15歳までの健康な小児の身長・体重・胸囲・頭囲の4種にわたり、全国的な平均値を求め、わが国最初の基準表を作成しようと企図したのである。

乳幼児については小児科外来を訪れるものの測定で資料を得たが、学童についてはぜひとも学校へ出向いて計測を行なう必要があった。

ちょうどその頃文部省では、明治23年10月の小学校令改正にとともに、学校環境の衛生に関する方針を、日本の国情に合わせて樹立する必要に迫られていた。当時の文部省普通学務局長久保田譲の要請にしたがって、その適任者として時の医科大学長三宅秀は三島を推薦した。三島自身も自分の研究完成のため好都合と考えてこれを受諾した。

三島が学校衛生事項取調嘱託の辞令を受けたのは明治24年9月23日のことであるが、実際に九州地方へ調査に出発したのが10月1日であったため、彼自身はこの10月1日をもって日本の学校衛生の創立記念日とすべきだといっている。

彼は以来5年間、全国に出張して学校の環境衛生の調査および学童の発育測定を精力的に行ない、その実態を明らかにするとともに、今後とるべき行政方針について建言を行なった。

これに基づいて、明治29年5月文部大臣の諮問機関として学校衛生顧問会議が設置され、学校衛生制度の整備に着手することとなった。三島は学校衛生主事に任官するとともに、この会議の幹事となった。

この会議の審議を経て制定された諸法規には、明治30年学校清潔方法、直轄学校学生生徒身体検査規程、同31年学校医令、学校伝染病予防及消毒方法、教科書活字基準、32年師範学校中学校高等女学校建築準則、小学校設備準則、33年学生生徒身体検査規程(全小中高対象)等がある。

なかでも最も重要な制度は、全国の公立学校に学校医を設置したことである。当時欧米の先進国でもまだ実現しておらず「東洋の小国に先鞭をつけられた」といって驚嘆させたものである。

三島の5大業績としては、この学校医制実施のほか、身体検査制度の創設、学童発育標準値の作成、机腰掛基準の設定、校舎建築基準(ことに北廊下)の設定等があげられよう。

明治33年学校衛生課が設置されたときその課長に就任し、35年には「日本健体小児の発育論」によって医学博士の学位を授与され、36年には欧州へ1ヵ年間の留学に出発した。しかし彼の留学中、日露戦争をひかえ行政整理が行なわれ、学校衛生課は廃止され、学校衛生主事も廃官となった。

三島は帰国後高等師範学校教授専任となったが、38年にはこれも退任し、以後東京市内で病院を開設した。44年病気のためそれも廃業し、以後悠々自適の生活を送ったが、大正14年3月9日脳卒中のため没した。享年59才だった。

参考文献

- (1)杉浦守邦, 三島通良, 学校保健研究第97号~131号に連載, 昭43.2~45.12
- (2)杉浦守邦, 学校衛生の原点を求めて - 学校衛生の父三島通良, 東北保健学会誌18号, P.1~11, 昭45.8
- (3)石川半山, 学校衛生学者三島通良君, 教育界, 4-9, P.68~74, 明38.7

カワイのビタミンAD剤

カワイ肝油ドロッツ



製造発売元

河合製薬株式会社

東京都中野区新井2丁目51-8

祝・藍綬褒章受章者

熊本県学校保健会会長	出田 邦夫
元千葉県学校歯科医師会会長	磯貝 豊
日本学校薬剤師会副会長	平井五兵衛

なお本会はお祝いとして銀杯一個をお贈りした。

保健会だより一(8)

山口県学校保健会の活動

山口県学校保健連合会は、昭和42年県下23郡市学校保健会が組織を確立して再発足した。組織の拡充強化については、梅原亨学校保健連合会長(元県医師会長)が、再発足以来会長に就任、各郡市学校保健会長の協力を得て、高い識見と積極的な活動力を駆使して、献身的な努力を傾注した。事業も年々活発に推進されつつあり、昭和49年度の概要は、次のとおりである。

☆ 昭和49年度の事業の概要

1 予算

予算総額	644,090円
内 訳	
負担金	236,712円
県補助金	250,000円
寄付金・繰越金・その他	157,378円

2 研修事業

(1) 県学校保健研究協議大会の開催

毎年郡市学校保健会持ちまわりで、県教委、郡市学校保健会共催で県学校保健研究協議大会を開催。本年度は、昭和50年2月8日(土)下関市において350名参加して開催された。「学校保健に期待するもの」と題して会長の講演、各郡市保健会の活動状況報告に続き「学校保健の管理体制をいかにすべきか」を主題にしてシンポジウムを行った。

(2) 郡市学校保健会研修活動の推進

郡市学校保健会に助成金(2万円×7地区)を支出し研修活動の推進を図っている。

3 調査研究事業

(1) 健康手帳改訂にともなう調査研究

新しい健康診断項目に従っての健康手帳を作成

し、総合的に自己の健康状態をは握させるための活用方法を検討し活用の促進を図っている。

(2) 郡市学校保健会調査研究活動の推進

郡市学校保健会に研究を委託(2万円×4地区)し、学校保健安全管理指導上の問題点の解決を図っている。

4 奨励事業

県教育委員会・朝日新聞社と共催で、健康優良学校(全小学校・中学校・高等学校応募)ならびに健康優良児童生徒を審査表彰した。

健康優良学校 小学校大・小規模別各3校計6校
中学校大・小規模別各3校計6校
高等学校 2校

健康準優良学校 小学校大・小規模別各7校計14校
中学校大・小規模別各5校計10校
高等学校 3校

健康優良児童生徒 児童生徒男女別各3名計12名
健康準優良児童生徒児童生徒男女別各7名計28名

5 全国・中国学校保健大会ならびに各種講習会参加

学校保健に関する知識と理解を深めるため全国・中国学校保健大会ならびに各種講習会への参加旅費の一部を助成し、現職教育の充実に努めている。

6 会報の編集と発行

各郡市学校保健会の活動状況ならびに委託研修内容、学校保健関係資料を主体に編集し、毎年1回発行し、児童生徒の健康の保持増進を図る学校保健活動の参考資料に提供している。

☆ 今後の課題

現在事務局を県教育庁保健体育課内においておるが今後益々重要視される組織活動を活発に進めるためには、専任の事務局職員による企画運営等体質の改善を図る必要がある。また、本県の現状からして、医師・歯科医師および薬剤師を学校医等として確保することが困難なへき地等の学校における健康診断および環境衛生検査などを積極的に推進する事業を県学校保健連合会が中心となり関係機関の協力を得て展開すべく現在具体的な実施計画を検討中である。

学校保健用品推薦更新 1月~2月

1. バネットライオンジュニア歯刷子

ライオン歯磨株式会社

2. NフィーダーCS100型H20型

日本フィーダー工業株式会社

3. チャームナップノン

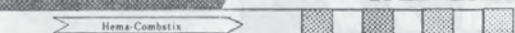
ユニ・チャーム株式会社

学童の集団検尿には 潜血検査も

キッドステックITM



ヘマコンピステックI[®]



製造元: エームス事業部 販売元: 三共株式会社
マイルス・三共株式会社

肉体疲労時の栄養補給

滋養強壮に

ポポンス錠

シオノギ製薬

養護教諭のひろば(五)

第18回全国養護教員研究協議会

宮崎県学校保健会養護教員部会長

黒 木 トシ子

去る11月8日宮崎県総合博物館県民文化ホールにおいて開催されましたこの協議会に全国から約600名の参加をみて、多大の成果を収め、所期の目的を果して無事終了することができました。これもひとえに学校保健の推進をはかる会員の琴線にふれる貴重な講演をはじめ関係機関団体各位の御協力の賜と感謝いたします。ここにその概要を報告いたします。

1. 日程 11月8日 開会式・研究発表・研究協議・講演

2. 研究主題 「新しい健康診断の諸問題」

3. 研究発表 ブロック代表2名 宮崎県1名

発表者・岩手県江刺市立玉星小学校

養護教諭 菊地和子

・鳥取県立鳥取西高等学校

養護教諭 平野静子

・宮崎県宮崎市立青島中学校

養護教諭 平野和世

研究主題に基づき小・中・高それぞれの立場から発表がありました。3人の先生方の発表をまとめてみると、つぎのような内容でした。

(1)健康診断改正の目的であった簡素化、改善充実が果してどうだったろうか、学校は一学期間健康診断にふりまわされたようだ。しかしそれぞれの立場で効果的な診断にたくて精いっぱい努力をしたことは確かである。今後は、学級担任、校医・父母と共通理解を深めこの改善点についてとり組んでいきたい。健康診断は「潜んでいる疾病の発見とその原因は一体になのかそれらをとりのぞき積極的な健康づくりはどうあればよいのか」予防医学的診断と指導こそが目標なのである。子ども達が心身ともに健やかに生命を尊び生きる喜びに満ちあふれた生活ができるように、学校保健の課題をみつめてこれからの推進をはかりたい。

(2)今後の課題として

新しい健康診断への共通理解を深めるために

- ・学校、医師会、医療の検査機関との緊密な連絡提携をはかること。
- ・学級担任の研修の場をつくる。
- ・養護教諭のいない学校への指導対策。

4. 研究協議

- ・国立大学に4年制の養護教諭養成課程を設置されたい。
- ・学校保健の多様化に伴い、18学級以上に養護教諭の複数配置をされたい。
- ・教育課程の中で養護教諭が行う保健指導の位置づけをしてもらいたい。又、養護教諭に保健の教科免許が与えられるべきではないか。
- ・学校教育法第50条の②より養護教諭を①へ移行させていただきたい。
- ・健康診断票の改善及び全国統一を望む。

以上6項目について提案及び協議が行なわれました。事後処理について委員会で話し合いの結果、東北ブロックから本協議会宛に提出されていましたが要望書と併せて、全国養護教員の要望として、堀内フミ常任理事を通して日本学校保健会に提出いたしました。この処理報告については50年度全国学校保健研究大会の日程の中で報告がされると思います。

5. 特別講演

演題 「情報社会における学校保健」

副題 「学校における保健管理のありかた」

講師 立教学院診療所医師 江口篤寿

1時間半にわたり概ねつぎのような内容で講演をいただきました。

従前の農業社会から工業社会へ移って、自給自足が分業社会へ、型をつくることに価値のある社会情報を生みだすことによって価値を見出す脱工業社会へと、私たちの生活環境は非常に便利になっているが、情報過多のためふりまわされないで、情報をうまく処理するためにシステム化の必要性があると前おきされた。

(1)学校保健のシステム化の必要性

(保健管理のシステム化)

(2)地域保健と学校保健のつながり

学校は教育の場であって医療の場ではない。学校と地域の間には一連のつながりがあり役割・分担もつきりとすべきである。

(3)では学校の中で専門職としての養護教諭の役割は何か。また汨乱しやすい健康情報の処理はどの程度やるべきか等。

日頃実務に追われがちな私たちにとって、新たな教育感と使命感を湧かせていただいた意義深いものでありました。

偏食児の栄養補給、虚弱体質に

パンビタンペレ[®]

パンビタンペレ[®]チョコレート



幼小児の発育期・病中病後・発熱性消耗性疾患・食欲不振・栄養障害などの栄養補給、滋養強壮に。

栄転・栄進

本会の委員をされている文部省関係の次のかたがたが、昭和50年1月1日付で栄転並びに栄進されました。

筑波大学助教授

糸 野 豊 (前文部省体育局体育官)

文部省体育局体育官

能 美 光 房 (前文部省体育局学校保健課教科調査官)

文部省体育局学校保健課教科調査官

国 崎 弘 (前文部省体育局学校保健課専門員)

文部省体育局学校保健課専門員

吉 田 瑩一郎 (前文部省体育局学校保健課専門職員)

丹羽輝男氏 逝去

本会の学校保健センター的事業における企画運営委員・健康相談(歯・口腔)委員長 丹羽輝男氏が逝去されたので、謹んで通知いたします。

記

現職 日本歯科大学教授

逝去された日 昭和50年2月4日午後8時30分

密葬・告別式 昭和50年2月6日の正午より文京区向ヶ丘の浄真寺で行われた。

日本歯科大学歯学会葬

(公葬としての葬儀・告別式)

昭和50年3月29日午後1時青山葬

儀所で行われる。

喪主

東京都豊島区南長崎2-22-8

〒171

丹羽源男氏



本会理事 藤原慶一郎氏 逝去

昭和49年12月14日午前5時40分に逝去されたので、経歴をかかげ、謹んで哀悼の意を表します。

略 歴

現住所 秋田県南秋田郡天王町天王字上江川47番地の462

明治42年1月24日生

昭和10年3月 東北帝国大学医学部卒業
(医籍登録第88829号)

昭和33年3月 医学博士(東京大学第8607)の称号を与えらる

自昭和27年10月至昭和46年9月 南秋田郡天王町教育委員長

自昭和41年4月至昭和47年3月 秋田県医師会会長

自昭和43年4月至昭和47年3月 日本医師会理事

自昭和35年5月至昭和49年3月 南秋田郡学校保健会会長

自昭和43年四月至昭和49年3月 秋田県学校保健会会長

自昭和44年4月至昭和49年3月 日本学校保健会常任理事

昭和38年11月 紺綬褒章を賜わる

昭和48年11月 学校保健に関する功績に依り文部大臣から表彰さる

昭和48年11月 藍綬褒章を賜わる

昭和48年11月 秋田県文化功労章受章

昭和49年12月 従五位勲五等双光旭日章を賜わる

昭和49年12月 死去

歯ブラシはお口のサイズに合ったものをお選びください **バネットライオン ユニアー**



100円

ライオン歯磨株式会社